

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
千東建設（株）	4040001026895	千葉県市川市新田 1－2 3－1 4	R7. 2. 14 ～ R7. 6. 13 4ヵ月	指名停止等措置要領 別表第 2 第 1 0 号（公契約 関係競売等妨害）	当該業者の元代表取締役は、代表取締役 だった当時、千葉県市川市が発注した複数の 工事の入札をめぐり、同市下水道部次長から 入札に関する情報を得たとして、令和 6 年 1 1 月 1 日、公契約関係競売入札妨害の罪で千 葉地検に起訴された。
（株） N I P P O	9010001034987	東京都中央区京橋 1－1 9－1 1	R7. 4. 11 ～ R7. 7. 18 10週間 +1ヵ月	指名停止等措置要領 別表第 2 第 1 5 号（不正又 は不誠実な行為）	当該業者の系列プラントは、整備局・航空 局が発注し当該業者が受注した工事におい て、契約図書で新規アスファルト合材の使用 を指定されていたものの、当該業者は発注者 との協議を経ずに再生アスファルト合材を使 用し、かつ、系列プラントは、製造した再生 アスファルト合材を出荷伝票には新規アス ファルト合材と明示したうえで当該業者へ出 荷していたが、系列プラントから管理指標実 績等の報告を受けていたにも関わらず、上記の 行為を防止するための適切な行為を怠り、結 果回避義務を果たさず、当該業者と系列プラ ント間で結んでいた契約書に基づく品質管理 義務を果たさなかった。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
鹿島道路(株)	—	東京都文京区後楽 1－7－27	R7.4.11 ～ R7.7.10 3ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）	当該業者は、地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事を受注し、施工したが、契約図書で新規アスファルト合材の使用を指定されていたものの、発注者との協議を経ずに、再生アスファルト合材を使用して工事を行っていた。 当該業者は、契約図書で新規アスファルト合材の使用を指定されていた工事へ納入する合材について、再生骨材が用いられることを容認していた。 また当該業者は、地方整備局の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を自社プラントで製造し、受注者に対し出荷していたが、契約図書で新規アスファルト合材の使用を指定されており、受注者からも新規アスファルト合材を指定されていたものの、再生アスファルト合材を使用し、かつ、製造した再生アスファルト合材を出荷伝票には新規アスファルト合材と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたが、アスファルト舗装工事を受注し、施工した案件同様、受注者に対し出荷していた案件についても契約図で新規アスファルト合材の使用を指定されていた工事へ納入する合材について、再生アスファルト合材が用いられることを容認していた。